

答 申 事 項

1 制定にあたって

条例の制定の趣旨として、次の事項について明らかにすることが求められる。

○本道の地域商業が地域経済及び地域におけるまちづくりの中核として、また、道民の暮らしと消費活動を支える基盤であるとともに、地域コミュニティの場として地域活動に重要な役割を担っている。

○近時の地域商業を取り巻く環境の厳しさ、並びに新たに対応すべき課題を踏まえ、状況の変化に対応しうる地域商業としての変革が求められる状況にあり、その活性化を促していくことが必要。

○地域商業の活性化を促していくに際しては、「地域の実態に応じた取組の強化を図ること」、「個々の事業者のみならず、道、市町村、商工団体、道民などの関係者がそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら、一体となって推進すること」、「地域のまちづくりに十分に配慮すること」が重要。

2 総則的事項

(1) 目的

条例の目的において、次の点について明らかにすることが求められる。

○地域商業の活性化に関し、基本的な方針（理念）を定め、並びに道の責務及び事業者等の役割を明らかにする。

○道の施策の基本となる事項、特定小売事業施設の新設等に係る手続その他必要な事項を定め、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって道民生活の持続的な安定並びに地域経済及び地域社会の活性化に資する。

(2) 道の責務

道の責務として、条例において次の点を明らかにすることが求められる。

○地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定し、実施する。

○施策の実施に当たって、国、市町村その他の関係者と緊密な連携を図る。

(3) 関係者等の役割

条例において、事業者、商工団体等、小売事業施設設置者の役割とともに、地域における一体的取組を促進する観点から、道民の役割について明らかにすることが求められる。なお、各々の役割においては、次の観点について整理、分担されることが必要。

○地域商業の活性化に向けた取組の推進。

○道又は市町村が実施する施策との連携。

○積極的な地域貢献活動の促進。

○地域におけるまちづくりへの配慮。

3 地域商業の活性化に関する事項

(1) 基本的な方針・理念

本道の地域商業が地域経済及び地域におけるまちづくりの中核として、また、道民の暮らしと消費活動を支える基盤であるとともに、地域コミュニティの場として地域活動に重要な役割を担っていることを踏まえ、地域商業の活性化を推進するための基本的な方針・理念として、条例において、次の点を明らかにすることが求められる。

○地域の事業者、商工団体、道民又は市町村その他関係団体(以下「地域関係者」という。)の創意及び主体性が発揮され、地域の実態に応じた取組が持続的に進められること。

○道及び地域関係者の適切な役割分担と相互の密接な連携の下、協働による取組が積極的に進められること。

○地域におけるまちづくりについて十分に配慮すること。

(2) 地域商業活性化の取組の方策・指針

上記の基本的な方針・理念にのっとり、道及び地域関係者のそれぞれの役割に応じて地域商業の活性化に取り組むため、具体的な取組の方向性を示す取組の方策・指針を策定することが必要であり、条例において、当該事項について明らかにすることが求められる。

(3) 地域貢献活動の指針

事業者及び小売事業施設設置者による地域貢献活動を促進し、実効あるものとするため、道として当該活動に関する指針を策定することが必要であり、条例におい

て、当該事項について明らかにすることが求められる。

(4) 道が講ずるべき施策

地域関係者の取組を促進するために道として講じるべき施策として、次の点を条例において明らかにすることが求められる。

- 市町村が地域商業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うこと。
- 地域関係者が密接な連携を図りながら行う地域商業の活性化に向けた自主的な取組を促進するため、必要な支援を行うこと。
- 地域商業の活性化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- 地域関係者の地域商業の活性化に向けた取組を促進するために必要な調査・研究、情報の収集・提供、優れた取組の公表並びに施策を総合的に推進するための体制整備等を図ること。

4 特定小売事業施設に関する事項

(1) 特定小売事業施設の新設等に係る手続

特定小売事業施設(新設等の届出を必要とする小売事業施設をいう。以下同じ。)の新設等に係る手続については、大規模集客施設の立地に関するガイドライン(平成18年7月策定。以下「ガイドライン」という。)を念頭に、条例制定における実効性確保の観点から次の点を勘案した上で、必要な手続を明らかにすることが求められる。なお、特定小売事業施設の店舗面積については、関係官庁等との調整も踏まえ、現行の全道一律の基準についての見直しが必要。

- 新設等の届出者による説明会の開催、市町村からの意見聴取、住民等からの意見陳述について、立地市町村に加え、隣接市町村(以下、立地市町村及び隣接市町村を総称して「関係市町村」という。)も対象とすること。
- 知事意見への適正な反映が行われない場合の勧告、公表に関すること。
- 知事意見に対する報告期間等における新設の工事着手の自粛に関すること。
- 新設等に係る不届、虚偽の届出の場合の措置に関すること。

(2) 地域貢献活動に係る手続

地域貢献活動に係る手続については、特定小売事業施設の新設等に係る手続と同様にガイドラインを念頭に、地域貢献活動の実効性確保の観点から次の点を勘案した上で、必要な手続を明らかにすることが求められる。

- 地域貢献活動計画の策定における関係市町村からの意見聴取等に関すること。
- 地域貢献活動の実施状況報告書の提出・公表に加え、関係市町村による実施状況説明会の開催要求に関すること。
- 関係市町村の長と特定小売事業施設の新設者との地域貢献活動に係る協定締結に関すること。
- 特定小売事業施設の撤退時における知事への事前報告（撤退決定後速やか）及び公表、関係市町村による説明会の開催要求、後継店舗の確保並びに施設閉鎖時の適切な管理に係る努力に関すること。